

議会改革特別委員会記録

日時：令和3年7月29日（木） 午前11時40分～12時

場所：議員控室

出席：議員（12名）、事務局

協議事項

（1）議員定数について

- ・事前に提出された意見を資料にまとめて提示。

意見①：人口割合で1000人に1人という考えを調べたが、正式な論文には何もなく曖昧な数字。根拠はない。議員の仕事で、減らせば目が届かなくなる。大勢いれば多くの視点で質疑が発生する。

意見②：1000人に1人の根拠もないが、1つの考え方として自治体で決めているところもある。類似団体Ⅲ-2で見ると平均13.15人、人口の多いランク上のⅣ-2で平均13.56人。参考の1つとなる。13人の奇数で議長権限を定める考え方で、委員会2つ各6人でちょうどいい。最終的に同数になった時は議長の権限。

意見③：1000人に1人は今論じていない。類似団体もあるが、町なりの考えでいくべき。町民がそんなに議員はいらない、議員は何をしているのかというところから議会改革が始まった。議員の質をどう高めるかで、町民の代表は少数精鋭だと問題。一部議員にモラルの問題もあるかもしれないが、議会制度が危険に陥るのかと考える。拮抗している数字であれば、もっと論じるほうがいい。

意見④：1期目16人、2期目14人、現状12人。16人だから町民の声が拾えたかというところではない。それぞれの議員がもっと活動の幅を広げていけばいい。これからは全体を見渡せる議員が増えてくれることが必要と感じる。14人だと委員会が7人、6人になり委員長の重みも違ってくる。13人で各6人であれば同じ人数でいろいろな議論ができ、結論が出せる。これまでやってきた中で、13人の定数が一番いいと感じる。選挙で受かることが一番大事だと思っている。後継者をしっかり見つけられればいいが、まだまだ議員のなり手不足がある。

⇒8月に再度委員会を開催し、その時に討論という形で意見をいただく。

その後、9月に最終判断することです承。

（2）議会基本条例と会議規則の一部改正について

- ・9月定例会に上程することを了承。

(3) その他

- ・ 互助会規則、基本条例も見直す時期。
⇒基本条例は検証することになっている。意見をいただければ議会改革で検討する。互助会規則は8月に行う。意見を事務局に提出をお願いします。